

## 第4 その他

### 1 岩手県の普及事業の概要

#### (1) 岩手県における普及事業の概略

普及事業は、農業改良助長法に基づき国と都道府県と協同で実施する事業で、国と都道府県が協議して定める基本方針に沿って運営している。これに基づき、国は、普及事業に要する基礎的な経費（普及職員の設置、普及職員の活動、普及センター及び農業大学の運営等）として、「協同農業普及事業交付金」を都道府県に対して交付している。

本県では、この交付金を活用して、農業改良普及センターと農業普及員を設置するとともに、農業大学校において就農希望者や農業者等を対象とした研修教育を実施している。

また、平成17年4月に農業改良助長法が改正され、地域の実情に応じて普及センターを配置することが可能となったことから、本県では、次のような観点から普及センターを再編し、平成18年度から新たな体制で活動を展開している。

- 地域の特性や営農のあり方に応じた農業改良普及センターの配置
- 地域課題への迅速な対応が可能になる柔軟性と機動性を持った体制の構築
- 地域との協働の取り組みが可能となる仕組みづくり

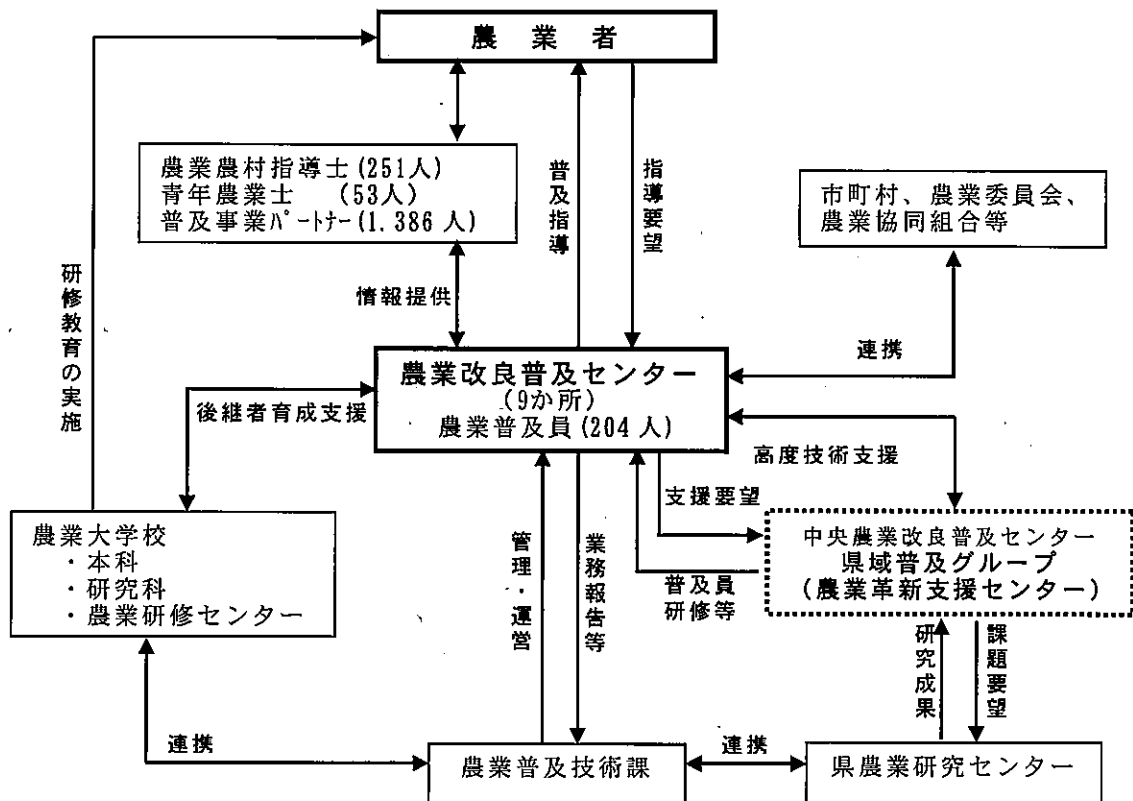


図1 岩手県における普及事業の仕組み (図中の数値は平成25年4月1日現在)

(2) 普及センターの設置状況

農業改良普及センターは、地域で生産される作目構成や農業粗生産額に着目し、特性区分を行い、その区分を基本に9か所のセンターに設置している。

また、本センターから距離が遠い地域の重要課題に対応するため、専属で担当するプロジェクトチームを編成し、その活動拠点として4か所にサブセンター、1か所に駐在を設置している。

表3 農業改良普及センターの設置と所管市町村（平成25年4月1日現在）

普及センター名	人数*	設置場所等	所管市町村
中央農業改良普及センター	54		
県域普及グループ	(23)	〒024-0003 北上市成田20-1 TEL：0197-68-4435	全県（高度な技術支援など）
軽米サブセンター	(6)	〒028-6222 軽米町大字山内23-9-1 TEL：0195-47-1075	久慈市、二戸市、洋野町、野田村、軽米町、九戸村、一戸町
地域普及グループ	(31)	〒024-0003 北上市成田20-1 TEL：0197-68-4464	花巻市、北上市、遠野市、西和賀町
遠野サブセンター	(6)	〒028-0525 遠野市六日町1-22 TEL：0198-62-9937	遠野市
西和賀サブセンター	(5)	〒029-5512 西和賀町川尻40-40-235 TEL：0197-82-3125	西和賀町
盛岡農業改良普及センター	22	〒020-0023 盛岡市内丸11-1 TEL：019-629-6726	盛岡市、雫石町、滝沢市、紫波町、矢巾町
八幡平農業改良普及センター	18	〒028-7112 八幡平市田頭39-72-2 TEL：0195-75-2233	八幡平市、岩手町、葛巻町
岩手駐在	(6)	〒028-4307 岩手町大字五日市9-48-1 TEL：0195-62-3321	
奥州農業改良普及センター	18	〒023-1111 奥州市江刺区大通り7-13 TEL：0197-35-6741	奥州市、金ヶ崎町
一関農業改良普及センター	23	〒029-0803 一関市千厩町千厩字北方85-2 TEL：0191-52-4961	一関市、平泉町
大船渡農業改良普及センター	16	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田6-1 TEL：0192-27-9918	大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町
宮古農業改良普及センター	20	〒027-0072 宮古市五月町1-20 TEL：0193-64-2220	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、川井村
岩泉サブセンター	(6)	〒027-0501 岩泉町岩泉字松橋24-3 TEL：0194-22-3115	岩泉町、田野畑村
久慈農業改良普及センター	17	〒028-8042 久慈市八日町1-1 TEL：0194-53-4989	久慈市、普代村、洋野町、野田村
二戸農業改良普及センター	16	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡6-3 TEL：0195-23-9208	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町
計	204		

\* 実配置人数

### (3) 新たな農業改良普及センターの活動体制

#### ① 地域課題への対応強化

ア 地域ニーズに的確に対応するため、マネジメント機能を強化し、目的と課題を明確にしたチーム体制により活動する。

イ 地域重要課題を解決するため、プロジェクト体制を構築する。

#### ② 地域協働体制の構築

地域の多様なニーズに、身近に対応するための地域協働体制を構築する。

#### ③ 高度専門技術指導の強化

高度専門技術指導にあたるため、県域及び広域活動体制を整備する。

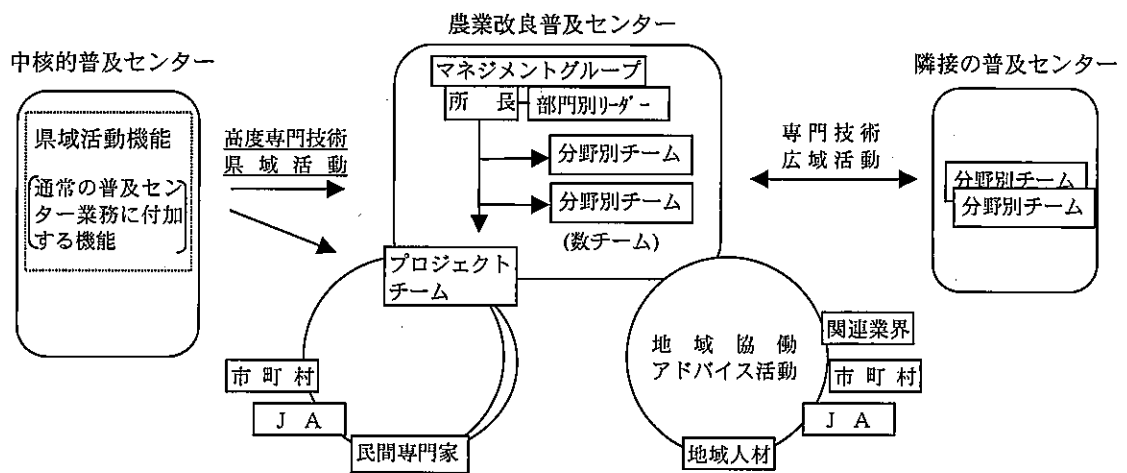


図2 農業改良普及センターにおける活動体制の概要

## 2 普及指導計画の策定及び普及指導活動の実施と評価に関する要領

### (1) 要領本文

#### 普及指導計画の策定及び普及指導活動の実施と評価に関する要領

##### 第1 趣旨

県では、協同農業普及事業の実施に関する方針（平成23年4月28日付け農普第76号。以下「実施方針」という。）を定め、農業者が将来展望をもって農業経営に取り組むことができるよう、地域課題の迅速な解決を目指し、効果的な普及活動を展開することとしている。

この要領は、普及指導活動を効果的かつ効率的に実施するため、普及指導計画の策定、これに基づいたスペシャリスト機能・コーディネート機能を発揮した普及指導活動の実施、普及指導活動の記録、幅広い視点からの客観的な評価の実施及び評価に基づく普及指導活動の見直しを一連のものとして行うことについて、必要な事項を定めるものである。

##### 第2 普及指導計画の策定

- 1 農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）は、「いわて県民計画」の目標実現に向け、計画的かつ継続的な普及指導活動を行うため、実施方針に則し、地域農業・農村の現状及び農政推進上の課題、目指す方向や目標を明らかにして4カ年を計画期間とする普及指導計画を策定する。

また、普及指導計画の内容や課題の計画期間は、課題解決の進捗状況に応じて見直しを行うものとする。

- 2 普及指導計画は、基本方針及び課題別計画で構成し、それぞれ次に掲げる事項を定める。

###### (1) 基本方針

###### ア 地域農業の現状と課題

可能な限り数値を盛り込むこと。数値については、「いわて県民計画」との整合性を図ること。

###### イ 普及指導方針

(ア) 普及センターが描く地域の姿

(イ) 地域農業推進の中での普及センターの役割

(ウ) 取り組むべき課題の優先順位

###### ウ 課題一覧及び対応する普及体制

(ア) 課題一覧

(イ) 課題に対応するチーム体制

###### エ 地域協働の展開

目指している地域協働の姿を明らかにすること。

###### (2) 課題別計画

ア 課題別計画の様式は、様式第1号、様式第1号の2及び様式第1号の3とし、様式に掲げる事項を定める。

イ 課題別計画の解決や成果の普及を図るため、支援対象者について様式第2号により支援内容や達成目標を明確にする。

- 3 普及センターは、普及指導計画の策定にあたって、次の内容に留意する。
- (1) 消費者や農業者のニーズの視点をもって活動するため、農業普及員が巡回指導及び各種の調査等を通じて収集整理した情報をもとに管内の農業及び農村の現状を踏まえ支援対象者を明確にし、それらを基礎として普及指導活動の課題などを取りまとめる。
  - (2) 課題解決に向けての戦術や達成目標は、あらかじめ支援対象者と協議するとともに、対象者と共有するものとする。
  - (3) 農業農村指導士、普及事業パートナー、市町村や農協等関係機関・団体や県出先機関と十分な協議・検討を行い、目標の共有化、それぞれの役割分担と(3) 普及センターは、委員会からの意見提言等を様式第4号のプロセス改善計画や、次年度以降の普及指導計画に反映させるものとする。また、様式第5号にまとめて農業普及技術課に速やかに提出する。
  - (4) 農業普及技術課は、外部評価に必要な予算措置を講じ、普及センターへ必要額を配分する。
- 4 農業普及技術課は、普及センターの外部評価結果や成果等について取りまとめ、積極的に外部へ公表する。

#### 第5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附則

この要領は、平成18年10月6日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成23年5月2日から施行する。

(2) 要領様式 (第1~5号)

様式1号

普及指導計画 (課題別計画)

- 1 普及指導課題名 :
- 2 計画期間 :
- 3 現状認識と解決の方向 (様式第1号の2を添付すること。)

表1 現状を表す指標等項目とその具体的内容

項目名	内 容

4 課題解決への戦術

「現状認識と解決の方向」を元に、普及活動の方針を示す(エッセンスを記載)。

5 課題解決後の姿 (目指すべき姿)

表2 成果(到達)目標の設定について

果(到達)目標の項目	成果(到達)目標					標設定の考え方(目指す姿との関連と、関連する普及項目の項目番号を記載のこと)
	現状	H23	H24	H25	H26	

- 6 普及活動体制 (担当チームのみ記載) :
- 7 関連事業名 :

## 現状認識と解決の方向

課題名:

現状認識 (問題の投げかけ)	現状での 解決度合	原因・要因	解決の方向	考えられる対応策	具体的な取り組み
農家のニーズへ対応できているか	△	営農指導に関わる人員減と農業経営の多角化	関係機関との連携活動	関係機関と協力した計画的な重点活動	行動計画の作成と実施





様式第2号

支援対象別活動計画（実績）

- 1 計画No.:
- 2 対象名:
- 3 市町村名:
- 4 該当する普及指導課題名:
- 5 該当する普及項目:

○農家概要は経営管理支援データベースを活用。  
○指導記録も同様の対応とすること。

※支援対象の概要については、経営管理支援データベースの「経営体情報」出力表を添付する。

- 6 課題解決した後の経営体の姿（目指すべき経営体の姿）
- 7 支援する内容
- 8 上記に対する対象の意向（インタビュー結果）
- 9 年度別取り組み内容

		支援対象が取り組む目標	目標達成のための支援	普及活動の目標指標
1 年 目	計画			
	実績			
2 年 目	計画			
	実績			
3 年 目	計画			
	実績			
4 年 目	計画			
	実績			

※支援対象者にも工程表を添付することは考えない。

→あくまで、支援対象者との合意の元に取り組むという姿勢で、普及員に余計な負担をかけないようにする。

普及活動課題別評価表

評価対象年度 \_\_\_\_\_ 年度

対象となる普及指導課題名： \_\_\_\_\_

1 成果（到達）目標及び活動目標に対する実績

実績に対する考察（特に成果が上がったものと、達成できなかったものの主なものについて、要因（コメント）を記載する。）

表1 成果（到達）目標に対する実績と達成状況

成果（到達）目標	実 績	達成状況（率）

表2 活動目標に対する実績と達成状況

活動目標と該当する普及項目	実 績	達成状況（率）

2 目指すべき姿への到達状況について

3、地域及び支援対象の動きや変化について

地域や支援対象者の理解状況、意識の変化を総括的に記載すること。  
地域への波及効果については、必ず記載すること。

4 評価

(1) 計画策定過程段階

A (良好)	B (概ね良好)	C (改善必要)
--------	----------	----------

成果・結果を踏まえ、現状及びニーズの把握、活動事項及び目標の過程について、整理・分析し評価する。

(2) 活動実施過程段階

A (良好)	B (概ね良好)	C (改善必要)
--------	----------	----------

指導体制及び活動時期及び方法を整理・分析し評価する。

(3) 活動結果・成果段階

A (良好)	B (概ね良好)	C (改善必要)
--------	----------	----------

支援対象や地域の動きや変化、活動記録を通じて明らかにした効果等到達目標に対する実績を整理・分析し評価する。理・分析し、評価する。

(4) 総合評価

A (良好)	B (概ね良好)	C (改善必要)
--------	----------	----------

※ 各段階について、評価を判断した理由を記載すること。

※ 総合評価については、次年度及び長期的にみて必要となる、普及活動の方向を整理する。  
→残された課題やその解決方策を具体的に記載しても可。

様式第4号

普及指導活動の改善とマネジメント計画

〇〇普及センター

1 課題別評価総括表

課題名	総合評価			改善を要するプロセスと改善策
	A	B	C	

※総合評価は普及活動課題別評価表から転記する。

2 プロセス改善計画

プロセス	改善計画	
計画策定過程		
活動実施過程		
活動結果 (成果)		

※課題別評価総括表の改善策をプロセスごとに整理する。

普及活動外部評価結果報告書

〇〇農業改良普及センター

1 普及指導方針、活動計画に対する事項

○評価できる点

改善を要する点	改善方策（反映状況）

2 普及活動課題別評価に対する事項

(1) 対象課題名：〇〇〇

○評価できる点

改善を要する点	改善方策（反映状況）

(2) 対象課題名：〇〇〇

○評価できる点

改善を要する点	改善方策（反映状況）

3 プロセス改善計画に対する事項

○評価できる点

改善を要する点	改善方策（反映状況）

4 全体を通じた評価

○評価できる点

改善を要する点	改善方策（反映状況）